

平成 21 年度地方税法（軽油引取税）の改正内容について

「地方税法等の一部を改正する法律」の成立等に伴い、軽油引取税は道路特定財源（目的税）から一般財源（普通税）に改められるとともに、所要の改正が行われました。＜公布：平成 21 年 3 月 31 日 / 施行：平成 21 年 4 月 1 日＞

具体的にどのように変わったのですか？

主な改正点としては、以下の 2 点となります。

道路特定財源としての課税、使途制限が廃止された。

軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）について、「石油化学製品製造業者がその原料の用途に供する軽油に係るもの」は地方税法本則によって恒久的な措置とされた。その他のものにおいては、3 年間（平成 24 年 3 月 31 日まで）の措置として存続することとなった。

その他、各手続（申請、報告など）や課税客体（軽油の引取り、製造軽油の販売など）、税率などにおいては、旧法における制度及び税率水準を維持することとされたことから、大きな変更はなく、これまでどおりの取扱いとなっております。

改正前、旧法で受けていた指定、登録、免税軽油使用者証等の取扱いは、どうなりますか？

今回の改正法等では、改正前に行われていた旧法による各種手続（申請、指定、登録など）を、新法上の同規定により行われた各種手続とみなす旨の経過措置が取られています。

よって、改正前に（旧法によって）受けていた特約業者の指定や免税軽油使用者証などにあっては、その取扱いが新法上においても従前のどおりとなりますので、再度申請をして指定を受けるといった必要はありません。

その他、注意等しておくことはありますか？

改正に伴い関係様式（地方税法施行規則様式等）の様式番号等が変更となりますが、記載内容等に変更はありません。

また、改正前に使用されていた旧法上の関係様式については、上記同様、旧法上の様式を新法上の様式とみなす旨の経過措置（平成 22 年 3 月 31 日までの間）が取られています。

したがって、現在使用されている旧法上の関係様式は、これまでどおり使用いただくことが可能となっております。

関係法令等の改正内容について

一般財源化（目的税 普通税）に伴い、軽油引取税に係る関係法令等が全て改正されました。

例：地方税法第 700 条関係＜旧法：目的税＞ 同法第 144 条関係＜新法：普通税＞ に改正された。

【区分】	【改正前（旧法）】	【改正後（新法）】
地方税法本則	<第 4 章第 2 節> 第 700 条及び附則	<第 2 章第 7 節の 2> 第 144 条及び附則
地方税法施行令（政令）	<第 3 章の 3> 第 56 条から第 56 条の 13	<第 2 章第 7 節の 2> 第 43 条から第 43 条の 20 及び附則
地方税法施行規則（総務省令）	第 18 条から第 24 条	第 8 条の 28 から第 8 条の 60 及び附則
地方税法施行規則様式 （総務省令様式）	第 35 号様式から第 43 号の 18	第 16 号の 10 から第 16 号の 42

お問い合わせ先

（軽油引取税に関するお問い合わせは、県庁税務課若しくは最寄りの地方振興局県税部までお願いします。）

県 庁 総 務 部 税 務 課	電話：0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 0 5
県 北 地 方 振 興 局 県 税 部	電話：0 2 4 - 5 2 1 - 7 6 3 8
県 中 地 方 振 興 局 県 税 部	電話：0 2 4 - 9 3 5 - 1 2 6 4
県 南 地 方 振 興 局 県 税 部	電話：0 2 4 8 - 2 3 - 1 5 1 9
会 津 地 方 振 興 局 県 税 部	電話：0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 6 1
南 会 津 地 方 振 興 局 県 税 部	電話：0 2 4 1 - 6 2 - 5 2 1 3
相 双 地 方 振 興 局 県 税 部	電話：0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 2 7
い わ き 地 方 振 興 局 県 税 部	電話：0 2 4 6 - 2 4 - 6 0 3 7